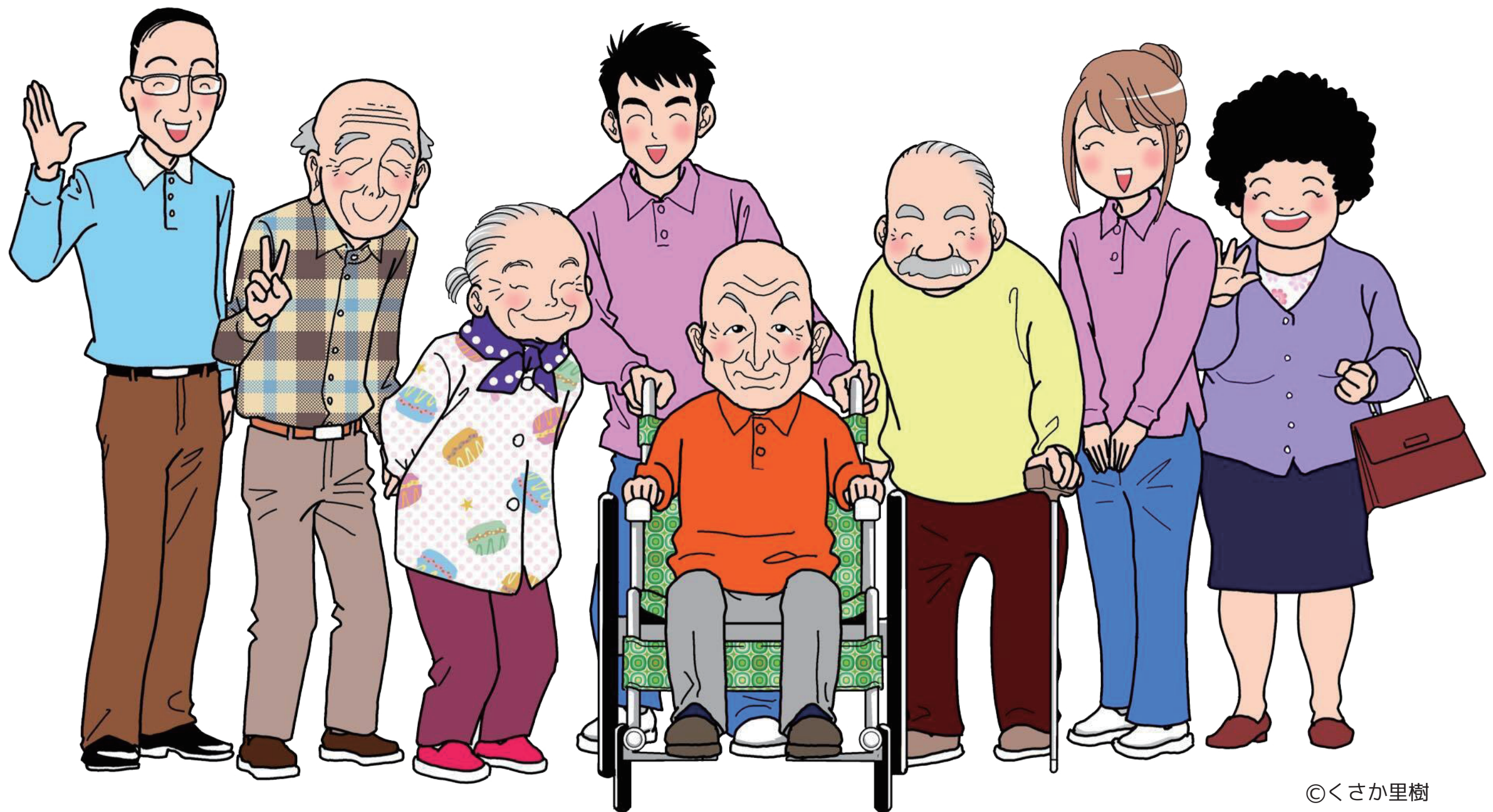


ご利用者様、ご家族様へ

この施設の職員も この世界の誰かの 大切な人。



©くさか里樹

介護する人も、される人も人権があります。



暴言



暴力



セクハラ



過度の要求

ご利用者・ご家族からの職員に対する上記のような行為は、カスタマーハラスメントその他のハラスメントに該当すると考えられます。介護福祉の現場では、思いやりの心、相互理解の気持ちが、ご利用者を支えるうえで大切な要素となります。

ご家族にとってご利用者がかけがえのない大切な存在であるように、職員一人ひとりにも、その人を大切に思う人がいます。

感情が高ぶってしまうときは、目の前の職員にも大切な人がいることに思いを馳せ、一度立ち止まって深呼吸をしてみてください。

弁護士 外岡潤
(第二東京弁護士会所属)